

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 9 月 24 日

東京都中央区銀座八丁目 9 番 13 号

株式会社エルアイイーエイチ

2024年9月24日

東京都中央区銀座八丁目9番13号
株式会社エルアイイーエイチ
代表取締役社長 下岡 寛

当社は、2024年10月15日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、MAGパートナーズ株式会社（以下、「MAGパートナーズ社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項7（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）株式交換完全子会社の最終事業年度の末尾後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
- (1) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末尾後に生じた財産の処分等

該当事項はありません。

7. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べる事ができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

(別紙 1) 株式交換契約の内容 (会社法第 794 条第 1 項)

株式交換契約書

株式会社エルアイイーエイチ (以下「甲」という。) と MAG パートナーズ株式会社 (以下「乙」という。) は、次のとおり株式交換契約を締結する。

第 1 条 (株式交換の方法)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本件株式交換」という。) を行う。

第 2 条 (甲及び乙の商号及び本店所在地)

甲及び乙の商号及び本店所在地は次のとおりである。

(1) 甲 (株式交換完全親会社)

商号：株式会社エルアイイーエイチ
本店所在地：東京都中央区銀座八丁目 9 番 13 号

(2) 乙 (株式交換完全子会社)

商号：MAG パートナーズ株式会社
本店所在地：千葉県松戸市本町 19-14

第 3 条 (効力発生日)

本件株式交換が効力を発生する日 (以下「効力発生日」という。) は、2024 年 10 月 15 日とする。ただし、本件株式交換の手續の進行上のいつ要請その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が合意の上で、これを変更することができる。

第 4 条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1 甲は、本件株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主 (ただし、甲を除く。) (以下「本割当対象株主」という。) が保有する乙の株式数の合計数に 81,000 を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
- 2 前項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1 株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数 (その合計数に 1 株満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。) に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第 5 条 (甲の資本金及び準備金の額)

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、本件株式交換の効力発生日に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が合意の上で、これを変更することができる。

(1) 増加する資本金の額 金 0 円

(2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 金 0 円

第 6 条 (株主総会における承認)

甲及び乙は、2024 年 9 月 24 日に、株主総会を招集して本契約を承認する手續を進める (ただし、簡易株式交換の要件を満たす場合にはこの限りでない。)

第 7 条 (善管注意義務等)

甲及び乙は、本契約締結後から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その他その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、それぞれあらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第8条（剰余金の配当の制限）

甲及び乙は、本契約締結後から効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当をしてはならない。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲及び乙のいずれかの財産状態又は経営自体に重大な変動が生じた場合、②本件株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、合意の上で、本契約の内容を変更し、又は解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合には（ただし、簡易株式交換で株主総会の決議が不要な場合にはこの限りでない）、その効力を失う。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2024年9月24日

甲 東京都中央区銀座八丁目9番13号
株式会社エルアイイーエイチ
代表取締役社長 下岡 寛

乙 千葉県松戸市本町19-14
MAG パートナース株式会社
代表取締役 山口 豊彦

(別紙2) 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社エルアイイーエイチ (完全親会社)	MAG パートナース株式会社 (完全子会社)
株式交換比率	1	81,000
株式交換により交付する 株式数	12,960,000 株 (予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

MAG パートナース社の普通株式1株に対して、当社の普通株式81,000株を割り当てます。当社は本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式12,960,000株を発行する予定です。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

2. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をMAG パートナース社の株主に対して支払います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びMAG パートナース社から独立した第三者算定機関である株式会社渋谷国際会計事務所(以下、「算定機関」といいます。)に依頼をし、2024年9月20日付で、当社およびフェニックス社の株式交換比率に関する算定書を取得しました。

算定機関は、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2024年9月20日を基準日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純平均値)を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果(円)
市場株価法	29 ~ 37

また、MAG パートナース社の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることからDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を用いて算定を行いました。算定については、MAG パートナース社が作成した2025年9月期から2029年9月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測は2025年9月期の営業利益22百万円、2026年9月期の営業利益35百万円と、2027年9月期の営業利益50百万円、2028年9月期の営業利益66百万円、2029年9月期の営業利益85百万円であり、2024年9月期と比較して増益を見込んでおります。この増益の要因としては、2024年9月期は2施設が開設後間もない期間(クラルテ松戸(2022年4月開設)エナベル市川(2024年10月開設))であり、初期費用が増加し営業利益を押し下げておりましたが、今後は当社が障害者の職業能力向上のため

めの研修や教育プログラムを提供することにより、多くの障害者に会計事務所業務等の質の高い就労支援を行う事で就労継続 A 型や就労移行支援、及び、就労定着支援に対する訓練給付金収入増加が主要な要因となっております。

算定機関が DCF 法に基づき算定した、MAG パートナーズ社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果 (円)
DCF 法	2,110,719 ~ 2,579,767

上記より当社の普通株式 1 株あたりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果	
DCF 法	56,376.04 ~ 88,957.50

算定機関は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

②算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、算定機関が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

算定機関は、当社及び MAG パートナーズ社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及び MAG パートナーズ社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び MAG パートナーズ社は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- (1) 増加する資本金の額 金 0 円
- (2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

以上

（別紙 3）株式交換完全子会社である MAG パートナーズ社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

次頁以降をご参照ください。

決算報告書

(第 6 期)

自 2022年10月 1日

至 2023年 9月30日

MAGパートナーズ株式会社

貸借対照表

2023年 9月30日 現在

MAGパートナーズ株式会社

(単位： 円)

資産の部

【流動資産】

現金及び預金	3,278,489
売掛金	10,920,518
貯蔵品	84,157
立替金	3,081,100
短期貸付金	20,300,000
未収入金	4,000,000

流動資産合計

41,664,264

【固定資産】

【有形固定資産】

建物附属設備	378,900
一括償却資産	62,334
有形固定資産合計	441,234

【投資その他の資産】

出資金	1,001,000
敷金	4,794,480
長期前払費用	7,358
投資その他の資産合計	5,802,838

固定資産合計

6,244,072

資産の部合計

47,908,336

負債の部

【流動負債】

買掛金	342,672
短期借入金	48,500,000
未払金	1,000,000
未払費用	3,505,556
未払法人税等	70,000
預り金	580,320

流動負債合計

53,998,548

負債の部合計

53,998,548

純資産の部

【株主資本】

資本金	8,000,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	-14,090,212

その他利益剰余金合計	-14,090,212	
利益剰余金合計	-14,090,212	
株主資本合計		-6,090,212
純資産の部合計		-6,090,212
負債及び純資産合計		47,908,336

損益計算書

自 2022年10月 1日
至 2023年 9月30日

MAGパートナーズ株式会社

(単位： 円)

【売上高】

売上高	2,626,699	
訓練給付金収入	53,600,195	
売上高合計		56,226,894

【売上原価】

期首商品棚卸高	42,510	
当期商品仕入高	1,115,679	
外注費(原価)	153,833	
合計	1,312,022	
期末商品棚卸高	84,157	
売上原価		1,227,865
売上総利益金額		54,999,029

【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計	62,340,410
営業損失金額	7,341,381

【営業外収益】

受取利息	50	
雑収入	2,599,625	
営業外収益合計		2,599,675

【営業外費用】

雑損失	3,154,446	
営業外費用合計		3,154,446
経常損失金額		7,896,152
税引前当期純損失金額		7,896,152
法人税等		70,000
当期純損失金額		7,966,152

販売費及び一般管理費内訳書

自 2022年10月 1日
至 2023年 9月30日

MAGパートナーズ株式会社

(単位： 円)

給 料 手 当	32,997,664
賞 与	3,235,023
法 定 福 利 費	4,649,315
福 利 厚 生 費	80,908
採 用 教 育 費	1,087,936
接 待 交 際 費	141,471
会 議 費	48,690
旅 費 交 通 費	2,373,066
通 信 費	812,984
消 耗 品 費	730,056
修 繕 費	22,000
水 道 光 熱 費	494,376
新 聞 函 書 費	65,533
諸 会 費	15,000
支 払 手 数 料	1,020,411
地 代 家 賃	8,354,328
保 險 料	122,520
租 税 公 課	10,500
支 払 報 酬 料	1,042,545
減 価 償 却 費	102,533
長 期 前 払 費 用 償 却	88,271
衛 生 費	92,400
利 用 者 給 与	4,752,880

販売費及び一般管理費合計

62,340,410

株主資本等変動計算書

自 2022年10月 1日
至 2023年 9月30日

MAGパートナーズ株式会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	8,000,000
	当期末残高	8,000,000
利 益 剰 余 金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	-6,124,060
	当期変動額 当期純利益金額	-7,966,152
	当期末残高	-14,090,212
利益剰余金合計	当期首残高	-6,124,060
	当期変動額	-7,966,152
	当期末残高	-14,090,212
株 主 資 本 合 計	当期首残高	1,875,940
	当期変動額	-7,966,152
	当期末残高	-6,090,212
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	1,875,940
	当期変動額	-7,966,152
	当期末残高	-6,090,212